

道路（路面）維持補修業務委託変更契約書（第 回）

（長期継続契約）

委託業務の名称 令和 年度 道維環単 第 号

委託業務の場所

変更契約事項

1. 当初契約における別紙第12条の次に、以下のとおり第12条の2を加えるものとする。

（賃金の変動に基づく業務委託料の額の変更）

第12条の2 履行期間中において、日本国内における賃金水準に予期し得ない急激な変動が生じ、その結果業務委託料の額が著しく不適當となったと認められるときは、発注者又は受注者は、業務委託料の額の変更について書面により協議を申し入れることができる。

2 前項に基づく申し入れを行うことができるのは、次の各号の要件を満たす場合に限る。

（1）協議申し入れ時点において、本契約の履行期間が2か月以上残存していること。

（2）当該変更額が、変動前業務委託料の額（業務委託料の額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。）と変動後業務委託料の額（変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前業務委託料の額に相応する額をいう。）との差額のうち、変動前業務委託料の額の1000分の10を超える額であること。

3 前項に基づく申し入れを行った発注者又は受注者は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方に提出し、発注者と受注者で協議を行うものとする。

4 前項の協議を行った場合、発注者は協議の結果を書面により受注者に通知しなければならない。この場合において、受注者が当該通知を受領した日から14日以内に書面により異議を述べなかったときは、受注者は当該決定に同意したものとみなす。

2. その他は原契約書及び設計図書のとおり。

上記のとおり変更契約を締結し、契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

□

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

□

- 備考
1. 業務委託料の額の増減は、一方を抹消し、減額は朱書のこと。
 2. 履行期限は、変更のない場合は抹消のこと。
 3. 契約保証金は、原契約書に記載の保証の額に変更がある場合に使用し、変更のない場合は抹消のこと。
 4. 抹消の場合は、訂正印を押印のこと。